

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、
當日がときたる翌日)

地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

目次

◇告示字の区域の変更

保安林予定森林
解除予定の保安林

土地改良法による換地処分

□座振替の方法により支出することができる金融機関の
指定

告示

鳥取県告示第四百二十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による大立

区域を変更する字の名称	同上の区域(昭和五十一年十二月一日現在の地番による。)
大立字西坂	大立字西坂のうち七八七の一一部及び七八八の一一部並びに七八八と一体をなす国有地の一部以外の区域
大立字西田	大立字西田の全域並びに大立字少田七二六の一の一部、七二六の五の一部及び七二七の一一部並びに七二六の五及び七二七と一体をなす国有地の一部
大立字觀音平	大立字觀音平のうち五八七の二から五八七の四まで及び五四の二以外の区域
大立字屋敷	大立字屋敷のうち七五六の一部、七五七の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大立字觀音平五八七の二及び五九四の二、大立字觀音元六八六の一一部、六八七の一の一部、六八八の三の一一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大立字西坂七八七の一一部及び七八八の一一部並びに七八七及び七八八と一体をなす国有地の一部
大立字觀音堂	大立字觀音堂の全域、大立字荒神ノ元六一四の一の一部及び六一六の一一部並びに六一四の一及び六一四の三と一体をなす国有地の一部、大立字觀音元六八一の一の一部、六八二の一部、六八三の一、六八三の三、六八五の一、六八六の一、

大立字少田	六八七の一の一部、六八八の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字屋敷七五六の一部、七五七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大立字觀音平五八七の三及び五八七の四
大立字觀音元	大立字少田のうち七一三、七一四から七一六までの一部、七二一の一の一部、七二六の一の一部、七二六の五の一部及び七二七の一部並びに七一三から七一六まで、七二一の一、七二六の五及び七二七と一体をなす国有地の一部以外の区域
大立字観音元	大立字觀音元六八五の二から六八五の八までの一部、六八五の五、六八五の六から六八五の八までの一部、六八五の九、六八七の二、六八七の三、六八八の一、六八八の二、六八八の四から六八八の七まで、六八九の一から六九六まで、六九七の一部、六九八の一部、六九九及びこれらと一体をなす国有地、大立字少田七一三、七一四から七一六までの一部及び七二の一の一部並びに七一三から七一六まで及び七一七一二まで及びこれらと一体をなす国有地
大立字飛渡	大立字飛渡のうち七〇九から七一二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大立字竹花	大立字竹花のうち六六二の一の一部、六六二の四、六六三から六六六までの一部、六六七の一、六六七の二の一部、六六八、六六九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大立字荒神ノ元六一四の二、六一四の四、六一四の五、六五四、六五五の二及び六五五の四から六五五の六まで並びに六一四の二、六一四の四、六一四の五、六五四、六五五の二、六五五の四、六五五の五及び六六〇と一体をなす国有地の一部並びに大立字觀音元六七八の一から六八〇の三まで、六八一の二、六八一の三、六八二の二、六八二の三、六八三の二、六八三の四、六八三の五、六八四の一から六八四の三まで、六八五の二から六八五の四までの一部、六八五の六から六八五の八までの一部、六九七の一部、六九八の一部及びこれらと一体をなす国有地
大立字前田	大立字前田のうち四九七の二の一部、四九八から五〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字漆ノ木四七九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大立字竹花六六二の一の一部、六六二の四、六六三から六六六までの一部、六六七の一、六六七の二の一部、六六八、六六九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
大立字橋元	大立字橋元のうち四八三の一部、四八四の一、四八四の二、四八五から四八七までの一部及び四八九の一の一部並びに六五四、六五五の二、六五五の四、六五五の五及び六五の四から六五五の六まで並びに六一四の一から六一四の五まで、六五四、六五五の二、六五五の四、六五五の五及び六

に四八三から四八七まで及び四八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大立字漆ノ木四七二の一部、四七三の一部、四七六の一部、四七七、四七八、四七九の一部及び四八〇並びに四七二、四七三及び四七六から四八〇までと一体をなす国有地の一部並びに大立字前田四九七の二の一部、四九八から五〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地

大立字立縄

大立字立縄のうち四六六の一部、四六七の一部、四六八の一部、四六八の三の一部及び四六八の四並びに四六六から四六八の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域、大立字石田四四二の一部並びに四四二と一体をなす国有地の一部、大立字栗ノ木平四四三の一部並びに大立字橋元四八三から四八七までの一部、四八九の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部

大立字漆ノ木

大立字漆ノ木四六九の一、四六九の二の一部、四七〇、四七一、四七二の一部、四七三の一部、四七四の一から四七五まで及び四七六の一部並びに四六九の一から四七三まで、四七五及び四七六と一体をなす国有地の一部、大立字石田四四一の一部、四四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字立縄四六六の一部、四六七の一部、四六八の一、四六八の二の一部、四六八の三の一部及び四六八の四並びに大立字橋元四八三から四八四の二までの一部並びに四八三から四八四の二までと一体をなす国有地の一部

大立字栗ノ木平

大立字栗ノ木平のうち四四三の一の一部以外の区域、大立字上日南山四二一の三、大立字立縄四六六と一体をなす国有地の一部、大立字権付四三二の一部、四三四の一の一部、四三五の一の一部、四三五の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大立字石田四三六から四三八の一までの一部、四三八の三の一部、四四二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

大立字石田

大立字石田のうち四三六から四三八の一までの一部、四三八の三の一部、四四一の一の一部、四四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字権付四三〇の一の一部、四三一の一の一部、四三三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大立字漆ノ木四六九の二の一部並びに四六九の一、四六九の二と一体をなす国有地の一部

大立字上日南山

大立字上日南山のうち四二一の三以外の区域並びに大立字権付四二七の二から四二七の四まで、四二八の二、四二八の三、四二九の一、四三四の二から四三四の四まで及び四三五の二並びに四二七の二から四二七の四まで、四二八の一、四二九の二、四三四の一から四三四の四まで、四二九の一、四二九の二、四三四の二から四三四の四まで、四五五の二及び四五五の三と一体をなす国有地の一部

大立字権付

大立字権付のうち四二七の二から四二七の四まで、四二八の二、四二八の三、四二九の一、四三〇の一の一部、四三一の二、四三二の一の一部、四三四の一の一部、四三四の二から四三四の四まで、四三五の一の一部、四三五の二及び四三五の三と一体をなす国有地の一部

一の一、八〇二、八〇三、八〇四の一、八〇四の二、八〇五から八〇九まで、八一〇の二、八一〇の三、大字口波多字芝造四二一、字下田山四二二、四二三の一、字ヨフセ谷四二五、四二六、四二八、四二九、四二九の一、四三〇から四三三まで、四三五、字栗谷四三六の一、四三八、四三九、四四一から四四四まで、字芦ヶ谷四四七の一、四四七の二、字芦谷平四四八、四五〇から四五九まで、四六一、四六二、字坂ノ谷四七一から四七七まで、四七八の一、四七八の四、四八〇、四八一の一、四八一の二、四八二、四八三、四八四の一、四八四の二、四八五から四八八まで、四八九の一、四八九の二、四九〇から四九六まで、四九八の一、四九八の二、四九九から五〇五まで、五〇八から五一六まで、字大谷五三七の一、五三七の二、五三八から五四二まで、五四二の一、五四三、五四四の一、五四五、五四六の一、五四七、五四八の一、五四八の二、五四九から五五二まで、五五三の一、五五三の二、五五四から五五八まで、五六〇、五六一から五六四まで、五六五の一、五六五の二、五六六から五七一まで、五七三の一、五七九、五八〇、五八三、字上コフヘイ五九四、五九五の一、五九五の二、五九六の一、五九六の二、五九九、字ヒジリカ谷六〇〇、字東谷六〇一から六〇六まで、六〇九、六一〇、六一〇の一、六一一の一、六一二の二、六一二の二、字ホソダ六一六から六一九まで、六二四、字横路ノ上六二六、字下小谷六三四、六三五の一、六三五の二、六三六、六三八、六三八の一、六三九の一から六三九の四まで、六四二、六四四、字笛尾六五〇、六五一、字津田六六七から六七七まで、六七九から六八一まで、六八三、六八四、六八五の一から六八五の六まで、六八五の八から六八五の一〇まで、六八五の一二から六八五の二三まで、六

八五の二五から六八五の三八まで、六八六、六八七、六八九から六九一まで、六九三、六九三の一、六九三の二、六九四から七〇〇まで、七〇三、七〇四の一、七一二、七一四、七一五の一、七一五の二、七一七から七一九まで、七二一から七二三まで、七二三の一、七二四から七二六まで、七二八から七三〇まで、七三三から七三六まで、七三八、七三九、七四〇の一、七四〇の二、七四三字向阪七四四の一、七四四の二、七四四の四、七四四の五、七四四の七、七四五の一から七四五の三まで、七四八、七四九、字北谷七五〇から七五五まで、七五八、七六〇から七六二まで、七六五、七六六、七六八、七七〇、字ミソギ七七二から七七四まで、七七七、七七八、大字宇波字迎山八〇三の一、八〇三の二、八〇五から八〇八まで、字大栗谷八一一、八一二、八一四から八一九まで、八二〇の一から八二〇の九まで、八二三、八二四、八二六、八二七、字田子谷八二八、八二九、八三一、八三四から八四四まで、字竹ノ上八四八の一、八四八の三、八四八の四、字迎谷八五六、八六〇から八六三まで、八七九の一、八七九の二、八八二、八八三の一、八八三の二、字スケノ平九三九、九四〇、九四一、九四五、九四七から九五一まで、九五三の一から九五三の九まで、九五三の一から九五三の一四まで、字荒神谷九六〇、九六一、九六一の一、九六二、九六三の一、九六三の二、字宮ノ津へ九六四、九六四の一、九六五、字ツヅラ平九六八の一、九六八の二、九六八の四、字赤谷奥九八二から九八四まで、九八七、九八八、九九〇、九九三から九九八まで、九九九の一、一〇〇〇、字宇津ノ小谷一〇一〇から一〇一八まで、一〇二〇、一〇二一、一〇二三、一〇二五、一〇二六、一〇三〇、一〇三四から一〇三八まで、字小宇津ノ小谷一〇三九、一〇四〇、一

○四〇の一、一〇四一から一〇五四まで、一〇四六、一〇四七、一〇四八の一から一〇四八の三まで、一〇五〇、一〇五一の一、一〇五一の二、一〇五二から一〇五四まで、字以後谷一〇五五の一、一〇五九から一〇六五まで、一〇六七から一〇七二まで、一〇七四から一〇七七まで、字猪ノ谷一〇七三、一〇七八から一〇八〇まで、一〇八二、一〇八四から一〇九六まで、一〇九八から一一〇三まで、大字口宇波字中谷四四八の一、字出合東平四五〇、四五一、字細谷四五二の一、四五五から四五七まで、字カツラ谷四五九の一、四五〇から四六四まで、字コヨイ谷四六五、四六六の一、四六七から四七〇まで、四七一の一、四七一の三、四七一の四、四七二、四七三、四七六から四七八まで、四八〇、四八一、四八三、字小ヨイ谷四六六の二、四六六の三、四七の一、四九四から四九七まで、字家ノ上四九八から五〇〇まで、字砂谷五〇四、五〇五、字半田ノ上五〇七から五一〇まで、字佐治ヶ谷五六から五一八まで、五二〇、五二〇の一、五二一、五二二、字大畠ノ上エ五二三から五二五まで、字屋根屋谷五二六の一、字大谷口五三三から五三五まで、字大ヶ谷五五五、字小マケヅラ五五六から五五九まで、字ヤトウジ五七〇、五七一、字ツエ谷五七二から五七九まで、字柿木五八〇から五八二まで、字長逾五八八、五九三、五九五、五九七、五九八、字宮ノ向六〇四、六〇六、六〇八、字茶山六一八の一から六一八の三まで、六二九、六二〇、字上淵六二一、六二二、六二五、六二六、字下モ小谷六一七から六二九まで、六七五から六七七まで、六七九から六八四まで、六八六の三、六八八、字清水逾六三二、六三二の一、六三三、字大逾六三五から六四二まで、六四六から六四八ま

で、字瀧ノ下タ六六一、六六二の一、六六三の一、六六四の一、六六四の二、六六五の一、六六五の二、字スリ鉢六六七の一、六六七の二、六六九から六七一まで、六七四、字松ジガ逾六八九の一、六九〇から六九三まで、六九五、六九六、六九八、字ホウメウ六九九、字向田ノ上ヘ七三八から七四〇まで、字中ケ谷七四二、七四三、七四三の一、七四四から七四七まで、七五九から七六一まで、字奥谷七六二、七六三、七七三から七七五まで、七七七、字谷七八七、七八七の一、七八八、七八九、七八九の二、七九一から七九三まで、字ヒジマガリ八〇二、八〇三、八〇六から八〇九まで、八一二、八一二、字中シヨウガ谷八一三から八一五まで、八一七、字下モ上ガ谷八一八

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

三(1) 保安林予定森林の所在場所

倉吉市長谷字古物谷二七〇の一、二七〇の二、二七〇の四九、字中

(二) 指定の目的

水源のかん養

(三) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

四(+) 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字篠波字大市谷七一八の二

二(+) 指定の目的

土砂の流出の防備

三(+) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林部造林課及び関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

関係市町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十九号

次の係安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字福原字双ヶ滝下平五〇九の一、字樽見大造五一〇、

五一一、字樽見奥下平五五七、五五九、五六一、五六三、字土居畠廻五
三七(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る大立地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十五条の二の規定により、口座振替の方法により支出ができる金融機関を次のようにおり定め、昭和五十二年六月一日から施行する。

昭和五十二年五月二十七日

鳥取県知事 平林鴻三

- 一 相互銀行法（昭和二十六年法律第百九十九号）第三条第一項の免許を受けた相互銀行で、鳥取県取納代理金融機関として指定されたもの
- 二 銀行法（昭和二年法律第二十一号）第二条の免許を受けた銀行